

鹿内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則（鶴田ダム）

（川内川漁業協同組合・川内市内水面漁業協同組合・川内川上流漁業協同組合共有）

（ 目 的 ）

第 1 条 この規則は、川内川上流漁業協同組合外2組合の有する鹿内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、ふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

- 第 2 条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。
 - 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、イ欄の漁具・漁法方法により、それぞれウ欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

ア.魚 種	イ.漁具・漁法	ウ.規 模
あ ゆ	竿釣、投網、建網	建 網 25m以内×3
こ い	竿釣、投網、建網 延縄、かご網	建 網 10m以内×3 延 縄 3 かご網 3
ふ な	竿釣、投網、建網 延縄、かご網	建 網 10m以内×3 延 縄 3 かご網 3
う なぎ	竿釣、延縄、かご網	延 縄 3 かご網 10

- 鶴田ダム湖においては、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から7日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1月1日～12月31日
ふ な	1月1日～12月31日
う な ぎ	3月1日～9月30日
あ ゆ	6月1日～10月31日

2. 前項の公表は、各組合事務所に掲示する。

(禁止期間)

第 5 条 次表左欄に掲げる魚種については、右欄に掲げる期間は採捕してはならない。

魚 種	期 間
う な ぎ	10月1日～2月末日

(禁止区域)

第 6 条 禁止区域を規制せず。

(全長制限)

第 7 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	21cm以下
こ い	20cm以下
ふ な	10cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第 8 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし第1項の場合において遊漁者が中学生以下の場合には無料とする。

1. 全ての魚種の遊漁の場合

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊漁料(1年)	遊漁料(1日)
こい・ふな うなぎ	手釣り・竿釣り・延縄外 網漁・カゴ漁（うなぎ用を含む）	3,000円	1,000円
あゆ	あゆ漁 その他の魚種及び漁具漁法も含む	5,000円	2,000円

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員又は組合の指定した者に納付することができる。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (1) 川内川漁業協同組合事務所 | 鹿児島県さつま町西新町2番地15 |
| (2) 川内市内水面漁業協同組合事務所 | 鹿児島県薩摩川内市五代町8135番地 |
| (3) 川内川上流漁業協同組合事務所 | 鹿児島県伊佐市大口里258番地 |

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
 - (2) 承認期間
 - (3) 区分
 - (4) その他参考となるべき事項
 - (5) 発行者名
2. 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
4. 遊漁者は、漁場監視員の指定する区域内における川底を攪はんしてはならない。
5. 遊漁者は組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

鹿内共第6号第5種共同漁業権遊漁規則（川内川本流及び支流）

（ 目 的 ）

第 1 条 この規則は、川内川上流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する鹿内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、うなぎ、やまめをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場の区域において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 前項の規定による申請は、せめ川を除く場合は口頭で、せめ川の場合には、遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
3. 組合は、第1項の規定による申請があったときは、せめ川を除く遊漁の場合には第13条の規定に該当する場合を除き、せめ川の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第13条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
4. 遊漁者は、直ちに第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第 3 条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 ・ 漁 法	規 模
網 類	網の全長20メートル以下
こ い か ご	一人3個以内
バクダン釣り	一人5竿迄（無人釣りは禁止）

（漁具漁法の禁止）

第 4 条 次に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- (1) 水中に電流を通じて採捕する漁法
- (2) 潮干漁法
- (3) 上りやな（上りうけを含む）

(4) 水中鉄砲

(夜間の採捕の禁止)

第 5 条 次に掲げる漁具又は漁法により日没から日の出までの間、水産動植物の採捕をしてはならない。

- (1) 投網
- (2) 空釣掛
- (3) 夜振（火光を使用して直径 15 センチメートル以上のたも網又は建網で採捕する行為）

(遊漁期間)

第 6 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
こ い	1 月 1 日～1 2 月 3 1 日
う な ぎ	3 月 1 日～ 9 月 3 0 日
あ ゆ	6 月 1 日～1 1 月 3 0 日
や ま め	3 月 1 日～ 9 月 3 0 日

2. 前項の公表は、組合事務所に掲示するとともに、かつ必要があるときは南日本新聞に掲載してするものとする。

(禁止区域及び期間)

第 7 条 前条の規定による期間内であっても、次の区域及び期間においては遊漁をしてはならない。

区 域	魚 種	漁 法	期 間
川内川中始良郡湧水町大字川西字加治屋、吉松橋上流端から上流 150 メートル、下流端から下流 500 メートル以内の流域	全魚種	全漁法	1 月 1 日～12 月 31 日
川内川中始良郡湧水町上北方字栗野山、水力電気堰堤上流端から上流 180 メートル、下流 90 メートル以内の流域	全魚種	全漁法	1 月 1 日～12 月 31 日
轟の井ぜきより牛尾川打出し	全魚種	網 漁	1 月 1 日～12 月 31 日
全 区 域	うなぎ	全漁法	10 月 1 日～2 月末日

(全長制限)

第 8 条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	2 1 c m以下
こ い	2 0 c m以下
や ま め	1 2 c m以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第 9 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第 1 号の場合において、遊漁者が中学生以下の場合には無料とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	級	遊漁料(1年)	遊漁料(1日)
こ い う な ぎ や ま め	竿釣り・擬餌投釣り 延縄漁・網漁・カゴ漁	3 級	3,000 円	1,000 円
あ ゆ	あゆ漁 (その他を含む・せめ川を除く)	2 級	5,000 円	2,000 円
全 魚 種	せめ川 (すべての従事者)	1 級	10,000 円	

2. 遊漁料は、次に掲げる場所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、せめ川を除く遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員又は組合の指定した者に納付することができる。

- (1) 川内川上流漁業協同組合事務所 鹿児島県伊佐市大口里 2 5 8 番地
- (2) 釣りランド 鹿児島県伊佐市大口里 1 9 6 8 番地 2

(遊漁承認証に関する事項)

第 10 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証 (オンラインシステムにより発行されるものを含む。) を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名
- (2) 承認期間
- (3) 区分
- (4) その他参考となるべき事項
- (5) 発行者名

2. 遊漁承認証の交付は、前条第 2 項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第 11 条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
 3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
 4. 遊漁者は、漁場監視員の指定する区域内における川底を攪はんしてはならない。
 5. 遊漁者は組合が漁業法に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

- 第 12 条 漁場監視員は理事が組合員の中から選任する。
2. 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
 3. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 有効期限
 - (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第 13 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。